

## 令和5年度採用 鮭川村会計年度任用職員募集案内

地方公務員法及び地方自治法の改正により、鮭川村では令和2年4月1日から期末手当や休暇制度が整備された「会計年度任用職員」を採用しております。

令和5年4月1日から会計年度任用職員を採用するため、令和5年度採用の会計年度任用職員を公募します。

### ● 受付期間

令和4年12月1日（木）から令和4年12月15日（木）までの午前8時30分から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

### ● 募集内容

No.	職 種	登録資格要件等	任用条件等		主な業務内容
			給料・報酬*	勤務時間	
1	一般事務		月額 147,000 円～	8：30～17：00	役場、中央公民館での一般事務
2	交通安全専門指導員		月額 142,000 円～	原則 8：30～17：00	交通安全指導、啓発等
3	保育士	保育士	月額 151,000 円～	勤務場所にあわせて 1日 7.5 時間	各保育所での保育業務
4	保育士 ※	保育士	時給 963 円～	7：15～18：45 の内 1日 3～4 時間で 週 15.5 時間未満	各保育所での保育業務
5	保育士 ※	保育士	時給 963 円～	毎週月・水・金の 9：00～12：00 で 週 9 時間	子育て支援センターでの保育業務
6	保育補助		月額 142,000 円～	勤務場所にあわせて 1日 7.5 時間	保育所における保育の補助
7	バス添乗 ※		時給 907 円～	8：00～9：00、 16：15～17：15 の 1日 2 時間、週 5 日	保育所バスへの添乗、見守り

No.	職 種	登録資格要件等	任用条件等		主な業務内容
			給料・報酬*	勤務時間	
8	調理師	調理師	月額 147,000 円～	勤務場所にあわせて 1日 7.5 時間	保育所、小・中学校での給食調理
9	用務員		月額 142,000 円～	勤務場所にあわせて 1日 7.5 時間	小・中学校での環境整備、雑務等
10	用務員 ※		時給 907 円～	7:15～18:45 の内 1日 3～4 時間で 週 15.5 時間未満	保育所での環境整備、雑務等
11	主任介護 支援専門員	主任介護支援 専門員	月額 207,900 円～	8:30～17:15	介護サービスの利用の相談やケアプランの作成等
12	社会教育 指導員		月額 142,000 円～	8:30～17:00	社会教育事業の企画運営補助及び関係団体の育成支援
13	英語指導員	英語指導経験があり英語が第一言語国の出身者	月額 250,000 円	8:30～17:00	小中学校、保育所等での英語指導等
14	教育指導 主幹	教員	月額 200,000 円	8:30～17:00	学校教育現場への指導、教育相談等
15	特別教育支援員	教員	月額 180,000 円～	勤務場所にあわせて 1日 7.5 時間	学校での児童・生徒への教育支援
16	特別教育支援員 ※	教員及び英語指導経験	時給 1,148 円～	1日 4 時間 週 5 日	小学校での英語授業の指導補助
17	生活支援員		月額 142,000 円～	勤務場所にあわせて 1日 7.5 時間	特別な支援を要する児童・生徒への生活支援
18	生活支援員 ※		時給 907 円～	1日 4 時間 週 5 日	特別な支援を要する児童・生徒への生活支援
19	土地改良 推進員	土地改良業務経験	月額 202,000 円	原則 8:30～ 17:00	土地改良事業の推進
20	地域活性化 推進員		月額 176,000 円	原則 8:30～ 17:00	観光振興及び交流の推進

\*令和4年度在籍者の場合は、継続者とみなします。

## ● 保険・休暇・手当等

週の労働時間が20時間以上で雇用見込みが1年以上の場合は社会保険に加入、就労日数に応じて年次有給休暇の付与、任用期間が一定以上の場合には期末手当、費用弁償（通勤手当）の支給があります。ただし、※のついている職種は条件が異なりますので詳細についてはお問い合わせください。

## ● 登録有効期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

## ● 選考方法

書類選考及び面接により任用を決定します。選考結果は12月以降に通知する予定です。

## ● 応募方法等

役場総務課（役場2階）に備えてある申込書に必要事項を記入し、履歴書（写真貼付、任意様式）、資格を必要とする職種は資格免許証の写しを添付の上、申し込みください。申込書は村ホームページからダウンロードもできます。

なお、次のいずれかに該当する人は受験できません

- ・日本国籍を有しない人
- ・地方公務員法第16条に該当する人
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの人
  - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - エ 鮭川村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

## ● 問い合わせ先

鮭川村総務課総務係    TEL 55-2111    ・    FAX 55-3269